

Japanese Association of Certified Social Workers

公益社団法人

日本社会福祉士会
NEWS



No.213
SEPTEMBER.2024

ホームページのURL
<https://www.jacsw.or.jp/>

第32回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会(栃木大会) これからの地域共生社会を担う社会福祉士としての挑戦 ～いちご一会をつなぎ未来を描いてゆく～	1
令和6年能登半島地震被災地支援	8
e-ラーニング講座のご案内	8
第36回通常総会を開催しました	9
役員候補者選出の公示	10
綱紀委員会委員選考に関する「公示」	12
ソーシャルワーク・教育・社会開発合同世界会議 ～多様性の尊重とソーシャルワーク～	13
2024年度ソーシャルワーカーデー報告 ～全国各地のイベント～	14
声明文・意見・要望書を発信しました	16
「2025年度予算・制度に関する提案書」を提出しました	17
2024年度 補助事業	22
法制審議会にて成年後見改正議論始まる！ — 本人の意思尊重と社会モデルの実現へ —	23
BOOK	23
情報コーナー / 四谷事務局より	24

第32回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会(栃木大会)

これからの地域共生社会を担う社会福祉士としての挑戦
～ いちご一会をつなぎ未来を描いてゆく ～

2024年6月22日(土)・23日(日)の2日間にわたり、ライトキューブ宇都宮(栃木県宇都宮市)において、第32回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会(栃木大会)を開催しました。本大会には、会員をはじめ福祉関係者など約1,000人が参加し、現在、申込者を対象としたオンデマンド配信も行っています(オンデマンド配信期間は10月31日までの予定)。

社会構造の変化を柔軟に捉え、社会を築く

宇都宮駅の改札口から徒歩約2分というアクセス抜群、かつ新国立競技場を設計者した隈研吾氏を含む設計企業体による、大谷石を活用した魅力的なデザインのコンベンション施設「ライトキューブ宇都宮」で全国大会(栃木大会)を開催しました。

栃木県社会福祉士の松本裕行副会長(実行委員長)の開会宣言で2日間の全国大会がスタートしました。松本副会長は、冒頭、令和6年能登半島地震の被災者へのお見舞いの言葉を述べられました。また、全国各地から多くの方が宇都宮に来られたことに対し、実行委員会を代表してお礼を述べられるとともに、「人口減少が進み、地域での支え合いの機能が崩壊していく中、われわれ社会福祉士は社会構

造の変化を柔軟に捉えて、『縦割り』や『支え手・受け手の関係』を乗り越えて社会を築いていく使命がある。全国各地の実践活動や報告を通して、今後の取り組みの推進につなげていただきたい」と話されました。



松本裕行氏による開会宣言

重要性を指摘しました。成年後見制度における社会福祉士の取組みは、本人が生きたい生活を、多くの人と出会いながらその支援をつなげていく取組みであり、そのようなミクロの動きが地域づくりにつながり、さらに国の制度政策・法改正にもつながっていることが述べられました。

コメンテーターの大友氏からは「地域共生社会の構築と社会福祉専門職団体」と題し、栃木県における社会福祉の取組みを例に、専門職団体間の連携、



上野谷氏と大友氏

自治体との協働の重要性が指摘されました。また、地域社会が動き出すため、発見の仕組み、アセスメントの仕組みと、自助・互助・公助を組み合わせた協議の仕組みが重要であることが提言されました。

最後にコーディネーターの上野谷氏より、学び合いの大切さ、中身をソーシャルワークに置きながら、さまざまな機関と連携し、運動を起こしていくことの重要性が指摘されました。



鎌田氏、関口氏、野口氏、星野氏

社会福祉士学会

学会発表(分科会・ポスター発表)

全国大会2日目には、7つの会場で学会発表を行いました。分科会発表は、個人発表11本、自主企画シンポジウム2企画、栃木県社会福祉士会主催の栃木特別分科会の合計14本の発表がありました。各会場とも参加者から質疑や意見が多くあり、活発な意見交換が行われました。

ポスター発表は10本あり、掲示したポスター前で発表者から立ち寄った参加者に説明し、質疑応答する形式で行いました。各ポスターには多くの参加者が足を止め、発表者の説明に熱心に耳を傾け、活発なやりとりが行われました。

学会発表者・テーマ一覧および発表のあった中から学会運営委員会が選定した抄録は、研究誌『社会福祉士第32号』(2025年3月発行)に掲載します。

プレ企画「事例研究ワークショップ」を開催しました

全国大会に先駆けて、学会運営委員会の企画によるプレ企画「事例研究ワークショップ」を開催し、45人が受講しました。模擬ケースカンファレンスでは、受講者がカンファレンス参加者となり、栃木県社会福祉士会の会員に提供していただいた実際の事例を用いて、カンファレンスを実施する際のポイント・注意点を学びました。事例提供者と参加者のやり取りにより、カンファレンス中のサポート的な雰囲気づくりは参加者全員の協力が必要であるという学びを得ていただけました。

来年の鳥根大会のプレ企画は「実践研究入門講座」を開催する予定です。

記念講演

すべての子どもと家族が当たり前で暮らせる社会

ひばりクリニック院長 認定NPO法人うりずん理事長

栃木県医療的ケア児等支援センターくるんセンター長 高橋 昭彦 氏

高橋昭彦氏は、在宅医療を行うひばりクリニックの開業に至った医療的ケア児とその家族との出会いや在宅医療を通じた経験、想いについて話されました。

宇都宮市内で勤務医として働いていた頃、人工呼吸器が必要な子どもの在宅医療を断わらざるを得なかった経験をし、その後、アメリカのエイズホスピス・イン・ワシントンを訪れた際、シスターに「自分のやりたいことができていない」と相談をしたところ「目の前のことをやりなさい。そうすれば必要なものは現れるから」と言葉をかけられ、これが高橋氏が家族と子どもに関わるきっかけとなりました。

小児の在宅医療・在宅ケアの特徴として、障がいが重度で人工呼吸器、経管栄養、気管切開などが必要な医療的ケア児の割合が多く、専門医療機関の受診の継続が必要であることや、チームで関わる在宅ケアとして、医療・福祉・教育・療育・保育など多職種チームが関わり、育ちを支援する必要があること、成長とライフステージに寄り添う支援が必要であることを説明されました。

小児期から成人期への移行期の課題については、体が大きくなり介護負担が増えることや、日中活動の場が少ない、親亡き後の見通しが立たないことなどを挙げ、小児科の在宅医から成人の診療科の在宅医へ変わることや、地域に在宅医がいると移行期を円滑に過ごせるようになることを示されました。

主な関わりの中で、家族への負担、特にきょうだいへの影響が大きいと、病気や障がいをもつ子どものきょうだい支援については、様々な情報源を通じてその人の年齢にあった情報を伝えることや同じ立場のきょうだいに会う機会をつくること、きょうだいたちの悩みを聞くことなどについて重要点を挙げられました。

高橋氏が開所した医療的ケア児者の日中預かり等の事業を行う「認定NPO法人うりずん」では、家族と子どもにとって安全かつ安心して預けることができ、なおかつ楽しい時間を過ごせるレスパイトケアを目指していると開所の想いを伝えました。

また、東京ティーンコホートの調査から、①養育者が困った時や苦しい時に相談できる人数が多いほど、子どもが楽しい気持ちで毎日を過ごしていることがわかり、養育者が「困った時に頼れる人数」は、子どもの幸せに大きく影響する、②相談した人たちがどれだけ頼り甲斐があるかは比較的影響が小さく、家庭の収入状況などは子どもの幸せには影響していない、③大事なものは、養育者自身が幸せであることと示されました。

最後に、誰も排除しない社会をつくるために、何ができるのか参加者に投げかけました。「重症児や医療的ケア児とその家族はやりたいと思っていることの大部分をあきらめてきた経験がある。その年の子どもなら経験するであろうことをひとつずつ経験していく環境をつくる。経験値を0から1に増やすことは、子どもの成長と豊かな暮らしにつながる。目の前のことを丁寧に取り組むことが必要である」と結ばれました。



高橋 昭彦 氏

引継式

～栃木から島根へ～

栃木大会を終えて

～人と集うことの意味～

一般社団法人栃木県社会福祉士会
会長 松永 千恵子

栃木県で開催することとなった本大会は、コロナ前の形式に戻り、全国大会・社会福祉士学会、そして懇親会とフルバージョンで皆さまをお迎えいたしました。

大会開催を前に、5月の中旬頃は、参加申込者の数が850人程度で「このまま増えなかったらどうしよう」「栃木県社会福祉士会の会員にもっとお声かけしましょう」などと大会実行委員会で声が上がりましたが、6月に入りどんどん申込者は増加。当日の参加者も約80人を超え、受付担当者は必死に対応いたしました。また、懇親会も予想以上の参加者数となり、用意したお料理が足らなくなったこと、この場をお借りしてお詫び申し上げます。「ごめんね～、ごめんね～」とは、懇親会に来ていただいた「U字工事」さんのネタですが、このネタのとおりになるとは…。

2日目の学会や高橋昭彦先生のご講演も大盛況で、参加者の方々の知識を吸収しようとする意欲や熱意、そして同じ社会福祉士であることのつながりを強く感じた大会でした。会長である私は、見知らぬ会員の皆さまから幾度となくご挨拶を受け、「頑張ってください」「栃木の人たちに感謝です」とお声かけいただきました。こちらこそ、全国から宇都宮にお越しくださりありがとうございました。

このような大会での社会福祉士同士の直接的交流は、一人ひとりそれぞれ個別に働いているけれども、社会福祉士という多くの仲間がいること、そして一人ではないことを再認識する良い機会でありました。古い仲間との再会、そして新しい友人との出会いに、温かい「灯」を心にいただいたのは、私だけでしょうか。

次は皆さま、島根でお会いしましょう。

ご縁の国島根でつながりを紡ぐ

～栃木県からのバトンを受け取って～

一般社団法人島根県社会福祉士会
会長 田中 涼

栃木大会2日目の引継ぎ式に、次期開催地である島根県社会福祉士会を代表し、渡辺秀美実行委員長とともに登壇させていただきました。

2日間に渡った栃木大会は私たちの予想を上回る盛況で、溢れんばかりのおもてなしをいただき、本当に素晴らしい大会でした。栃木大会スタッフの皆さま、本当にお疲れさまでした。ありがとうございました。

さて、その引継式により、いよいよ全国大会のバトンは島根県につながれ、私たちの出番がやってきました。栃木大会の会場では全国の多くの会員から温かい声援とご参加の意思を頂戴いたしました。島根大会にお越しくくださる多くの皆さまのご縁を紡ぐためにも、このバトンを2026年の開催地である青森県に無事につなぐ日まで最大限の準備をしてまいりたいと思います。

全国の会員の皆さま、来年2025年7月5日、6日に島根県松江市の「くにびきメッセ」で行われる島根大会にぜひお越しください。島根県社会福祉士会会員一同、皆さまとお会いできる日を心より楽しみにしています。



左から栃木県社会福祉士会松永会長、松本実行委員長、島根県社会福祉士会田中会長

令和6年能登半島地震被災地支援

日本社会福祉士会 副会長(災害支援担当理事) 岡本 達也

能登半島地震の被災者は、災害救助法に基づく応急仮設住宅に入居するなど、2024年7月現在も、被災前とは大きく異なった環境で生活しています。被災者が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、社会福祉協議会(石川県・市町)では、孤立・関連死防止等のための見守り支



全国から応援にこられた支援者の皆さま

援や日常生活上の相談を行ったうえで、必要に応じ各専門相談機関へつなぐ等の支援を行っています。

具体的には、金沢市内のみなし仮設住宅・公営住宅にお住いの被災者約3,000世帯近くを訪問し、今後の支援の必要性を判断するとともに被災者の状況を被災者データベースに登録しています。これにより、すべての被災者が必要な支援を受けられる体制が構築されています。

石川県社会福祉士会では、日本社会福祉士会および各都道府県社会福祉士会と連携して、ソーシャルワークを必要としている自治体等への社会福祉士の派遣を実施しています。

本ニュースは7月10日現在の情報を掲載しています。「令和6年能登半島地震被災地支援」に関する情報は、本会ホームページに随時掲載しています。→



活動支援金へのご協力をお願いします！

本会は、被災した圏域の県社会福祉士会の活動等を支援するための募金を募集しています。引き続き、格段のご協力をお寄せくださいますようお願いいたします。

【活動支援金の振込先】

①郵便振替口座：00150-0-687734 加入者名：公益社団法人日本社会福祉士会

②銀行名：ゆうちょ銀行(金融機関コード：9900)

支店名：〇一九店(ゼロイチキョウ店)(店番：019)

預金種別：当座/687734 口座名義：公益社団法人日本社会福祉士会

- ・匿名(匿名希望)の場合を除いて、支援金をお寄せいただいた個人・団体の氏名・名称(カタカナまたは漢字)は本会ホームページに適宜掲載させていただきます。個人で匿名を希望される方は、通信欄にその旨をご記入願います。
- ・支援をいただいた金額は、所得控除の対象となります。
- ・領収証が必要な場合は、別途、ご連絡ください。

活動支援金募集のページ→



eラーニング講座のご案内

本会では、会員の皆さまをはじめソーシャルワークに関心のある方に向けて、eラーニング講座を提供しています。是非ご活用ください。視聴ページへは、日本社会福祉士会ホームページのトップページ右上にある「e-learning講座開講中」からアクセスしてください。

【視聴区分とID・パスワード】

新たに入会された方には、会員証と合わせて生涯研修制度管理システムのID・パスワードを書面にて郵送でお送りしています。ID・パスワードがご不明な場合は、e-learning@jacsw.or.jpまでお問い合わせください。

【ご注意】

視聴区分により、視聴できる講座と視聴料が異なります。

- ① 会員に付与されるIDにアルファベットはつきません。数字のみです。
- ② 会員以外の社会福祉士に付与されるIDはNから始まります。
- ③ 社会福祉士以外に付与されるIDはCから始まります。Cから始まるIDでログインした場合、「基礎研修」は表示されません。

第36回通常総会を開催しました

2024年6月15日(土)に鉄鋼会館(東京都中央区日本橋茅場町)において、47の正会員(都道府県社会福祉士会)の代表者が出席(内、4正会員は書面表決)し、第36回通常総会を開催しました。

第1号議案「2023年度決算報告」は、中田副会長から、コロナ禍でオンライン開催していた総会などを参集型に戻したことにより、前年度に比べて旅費が大幅に増額したため、黒字額は大きく減少したこと、公益認定における財務三基準「公益目的事業の収支相償(収支がマイナスであること)」「公益目的事業比率(50%以上であること)」「遊休財産の保有制限(公益目的事業費以下であること)」は満たしていることなどを報告しました。合わせて第1号報告「2023年度事業報告」を安藤副会長から報告しました。続いて、笠田監事から事業及び会計は適正に執行されていることが報告されました。質疑では、未収会費の回収見込みについて質問が出され、牧野事務局長から正会員と連携して回収を進めていくことを説明しました。その後、採決を行い、賛成多数で可決されました。

第2号議案「2024年度日本社会福祉士会会費(石川県社会福祉士会分)の減免」については、岡本副会長から令和6年能登半島地震の被害の大きい地域に在住する石川県社会福祉士会会員分の連合体会費を減免することを説明しました。質疑では、災害救助法が適用されている地域が石川県以外にもある中で石川県だけ会費減免する理由について質問が出され、減免の対象となる地域は特定災害地域に指定されていること、石川県社会福祉士会が会費免除の方針を打ち出していることを説明しました。その後、採決を行い、賛成多数で可決されました。

第3号議案「『ばあとなあ活動報告システム』の費用負担について」は、安藤副会長から、全ての正会員が「システムサーバー利用料」を負担するとしているが、個人後見受任件数が10件未満の正会員は、2023年度に遡って負担の対象外とすることを説明しました。質疑では、受任件数が10件未満の正会員数について質問が出され、1正会員であることを回答しました。その後、採決を行い、賛成多数で可決されました。

続いて、第2号報告「2025年度予算・制度に関する提案書」は、西島会長から、提案書を厚生労働省

など関係省庁へ提出したことを報告しました。質疑では、今年度から始まっている子どもの意見表明支援員(以下「意見表明支援員」)の養成研修に関する質問や、市町村からいじめの調査委員会(以下「調査委員会」)への社会福祉士派遣の依頼があり、派遣をしているが、子どもの権利擁護について弁護士など他の専門職との役割が曖昧なところがあるため調査委員会での役割を示してほしいこと、私立学校へのスクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)配置の促進を働きかけてほしいことや日本社会福祉士会で実施した調査研究で得たデータを正会員も活用できる仕組みづくりの要望が出されました。中田副会長から文部科学省いじめ防止対策協議会では、いじめの重大事案への対応に係る人選や調査項目などを示すガイドラインの協議が始まっていること、調査委員会では社会福祉士は他の専門職と異なる重要な役割を担っていること、私立学校ではSSWの配置が公立学校のように進んでいないこと、公立学校でもソーシャルワーカー以外の職種がSSWとして配置されている現実があるので、私立学校とあわせて、ソーシャルワーカーをSSWとして配置するよう働きかけていきたいことを説明しました。意見表明支援員の養成研修については、栗原理事から、子ども家庭支援委員会が意見表明支援員を含めたスクールソーシャルワーク等に関する調査を行うことを説明し、協力を依頼しました。調査研究で得たデータを正会員が活用できる仕組みづくりについては、西島会長からデータ使用の権利や技術面も含めて検討したいことを説明しました。

第3号報告は、西島会長から2023年度に発出した声明などについて報告しました。

事務連絡では、翌週開催の第32回全国大会(栃木大会)への参加を栃木県社会福祉士会の福原副会長が呼びかけ、2025年度開催の第33回全国大会(島根大会)の準備状況を島根県社会福祉士会の田中会長から報告しました。石川県社会福祉士会の末松会長から能登半島地震の被災地支援活動者の登録依頼をしました。この他、各担当理事からの報告を行いました。

議案資料集および議事録は、本会ホームページに掲載しています。

役員候補者選出の公示

立候補の受付期間は、2024年9月18日(水)～10月7日(月)です。

第35回通常総会において選任された現役員の任期が、2025年度通常総会で満了となります。これに伴い、次期役員候補者の選出について公示します。

2025年度通常総会から2027年度通常総会(1期2年)を任期とする次期役員を選出するため、次のとおり役員候補者の選出について公示します。

本会の役員に立候補される方は、公示内容に基づき準備をお願いいたします。

なお、立候補の届け出に必要な「立候補届」および「推薦書」の書式は、ホームページのトップページから「社会福祉士の皆様へ」の中の「資料室」にある「様式集」からダウンロードしてご使用ください。

また、役員選出までのスケジュールは下記の通りです。立候補の受付期間は、2024年9月18日(水)から10月7日(月)消印有効となりますのでご注意ください。

<p><選挙管理委員会> 九州・沖縄ブロック</p> <p>委員長 濱崎 隆広 (長崎県)</p> <p>委員 貞包 康晴 (佐賀県)</p> <p>高江 康明 (熊本県)</p> <p>鹿嶋 隆志 (大分県)</p> <p>福田 竜光 (鹿児島県)</p>	<p>※選挙管理委員会は、「役員候補者選出規程」に基づき、役員選出にかかわる事務を厳正に行います。</p>
---	---

役員選出スケジュール

期日	会議等	選管業務・行事等
5月18日(土) 6月15日(土) 7月16日(火) 7月20日(土)	第2回理事会 第3回理事会 選挙管理委員会(第1回) 第4回理事会	選挙管理委員選出地区決定 選挙管理委員選任報告・承認 準備諸手続・スケジュール確認・公示内容検討 公示内容確定 →ニュース9月号掲載(9月18日発送) 公示(公示～受付開始まで2週間以上)
9月2日(月)	都道府県社会福祉士会メーリングリストで「公示」を通知	
2024年 9月18日(水) ↓ 10月7日(月) 10月21日(月) 10月30日(水) 11月27日(水) 11月28日(木) 12月5日(木) ↓	選挙管理委員会(第2回) 理事会メーリングリストで承認 ニュース校了 ニュース11月号発送 都道府県社会福祉士会メーリングリストで通知	ニュース9月号発送 立候補受付開始 ↓ (20～30日間) 立候補受付締切： 10月7日(月)消印有効 立候補届等書類審査・立候補者名簿確定 立候補者名簿の報告 立候補者名簿の公開 理事候補者郵便投票用紙送付 理事候補者郵便投票開始
1月14日(火) 1月18日(土)～2月5日(水) 2月8日(土) 2月18日(火) 3月18日(火) 4月7日(月) ↓ 4月30日(水) 5月中旬 6月上旬 6月中旬	選挙管理委員会(第3回) 第11回理事会 ニュース校了 都道府県社会福祉士会メーリングリストで通知 ニュース3月号 役職選考会★ 理事会★ 理事会★ 通常総会(東京) 臨時理事会★	理事候補者郵便投票締切： 1月14日(火)消印有効 郵便投票開票・理事候補者の決定 立候補者及び推薦社会福祉士会へ選挙結果を通知 候補者決定報告 理事候補者の公表 次期会長候補者選挙立候補受付開始★ ↓ 次期会長候補者選挙立候補受付締切★(消印有効) 理事候補者全員による役職候補者内定★ 理事会で監事候補者決定★ 役員候補者名簿を全正会員に送付(総会議案資料集) 役職選考会で内定した役職候補者報告★ 新役員決定 新役職者(会長・副会長)決定★

★印は、選挙管理委員会の所管業務外 *立候補者が13名に満たない場合は理事会MLで審議する
*再立候補の受付を行う場合はスケジュールを繰り下げる

2024年9月2日

役員候補者選出に関する「公示」

公益社団法人日本社会福祉士会
選挙管理委員会

公益社団法人日本社会福祉士会役員候補者選出規程(以下「規程」に基づき、以下のとおり、公益社団法人日本社会福祉士会の役員候補者選出を行いますので公示します。

1. 選出する役員候補者人数

正会員を構成する社会福祉士である理事
7人以上13人以内

2. 選出する役員の任期

2025年総会開催日(2025年6月頃)から
2027年総会開催日(2027年6月頃)まで

3. 選出時期および選出方法

- 選出時期……2024年12月5日(木)～
2025年1月14日(火)
- 選出方法……理事立候補者が13人を超える場合には理事立候補者名簿の中から、正会員による郵便投票によって、票数上位13人を候補者とし選出する。

4. 立候補の受付

- 立候補受付期間……2024年9月18日(水)～
10月7日(月)
郵送によることとし、締め切り日の消印を有効とする。
- 受付先……〒160-0004
東京都新宿区四谷1-13
カタオカビル2階
公益社団法人日本社会福祉士会
選挙管理委員会

5. 立候補者の要件

- (1)立候補者は、正会員を構成する社会福祉士であることを要する。
- (2)立候補者は、正会員の推薦があることを要する。
なお、各正会員が推薦できる立候補者は、理事定数の3分の1を超えない数とする。

6. 立候補の方法

- 立候補に必要な書式(「(公社)日本社会福祉士会理事立候補届」および「(公社)日本社会福祉士会理事立候補者推薦書」)は、本会ホームページ「資料室」の「様式集」に期間限定(公示日から立候補受付締切日まで)で掲載するので、ダウンロードして使用すること。
- 立候補者は、「(公社)日本社会福祉士会理事立候補届」および「(公社)日本社会福祉士会理事立候補者推薦書」を合わせて提出(郵送)すること。
- 封筒の表面には、必ず「立候補届在中」と朱書きすること。

7. 禁止事項

- (1)連続4期(8年)を超えての選任の禁止。(定款第19条第1項)
- (2)選挙管理委員は役員に立候補することができない。(規程第7条第3項)
- (3)立候補者が理事に就任した後は、正会員の会長又は業務執行理事を兼務できない。(規程第4条第6項)

8. 留意事項

- 立候補者および推薦者正会員、会員番号、所属県士会名についてはニュースにて公開します。またニュースでの公開内容に加えて「顔写真」「社会福祉士としての主な活動歴」、「立候補の理由・抱負・本会において取り組みたい事項」についてOneDriveに公開します。OneDriveの掲載場所については、都道府県士会MLで各正会員にお送りいたします。
- 立候補の受け付けは郵送のみです。FAX・宅配便・Eメールや直接持ち込みは、規則上受付はできませんので、十分ご注意ください。
- 立候補届と推薦書は、それぞれ押印のうえ必ず一括して発送してください。
- 立候補届の提出期限に間に合わなかった場合や届出書類に不備または虚偽が発見された場合には、立候補は認められないので、十分ご注意ください。
- 理事立候補者はあらかじめ選挙管理委員会が指定した方法によってのみ選挙活動ができます。(規程第8条)

9. 補足

- 選挙管理委員会は、役員選挙にかかわる事務を所管します。
- 立候補者名簿は、選出期間開始日までに、正会員へ送付します。
- 監事候補者は、規程により理事会において選出されます。
- 選挙管理委員会は、役員候補者名簿を整え総会に提出し、総会において役員を選任(承認)を求めます。
- 立候補者が7人に満たない場合は、立候補者の再受付を行います。手続きは、最初に立候補した者の受付に準じるものとします。(規程第5条第1項)
- 立候補者が7人以上で13人に満たない場合は、立候補者の再受付を行うことができます。手続きは最初の立候補した者の受付に準じるものとします。再受付は1回のみとなります。(規程第5条第2項、第3項)

以上

【お問い合わせ先】

(公社)日本社会福祉士会 事務局(担当:松野)
〒160-0004 東京都新宿区四谷1-13カタオカビル2階
TEL:03-3355-6541 E-mail:matsuno@jacsw.or.jp

2024年9月2日

綱紀委員会委員選考に関する「公示」

公益社団法人日本社会福祉士会
綱紀委員会委員選考委員会

公益社団法人日本社会福祉士会綱紀委員会規程(以下「規程」)および公益社団法人日本社会福祉士会綱紀委員会委員選任に関する細則(以下「細則」)の規定に基づき、綱紀委員会委員候補者の選出を行いますので公示します。

下記により選考に関する取り組みを開始いたしますので、正会員を構成する社会福祉士の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1. 選出する委員候補者区分及び人数

《規程第3条第1項》

- (1) 正会員に所属する社会福祉士 7人以内
- (2) 正会員に所属する社会福祉士以外 3人以内

2. 選出する委員の任期 《規程第4条第1項》

2025年4月1日から2027年3月31日までの2年間

3. 選出の方法 《細則第3条》

- (1) 正会員に所属する社会福祉士である委員
(7人以内)
……………正会員が本委員候補者を「選考委員会」に推薦する。
- (2) 外部の委員(3人以内)
……………「選考委員会」が本委員候補者を推薦する。

4. 選考委員会 《細則第2条》

選考委員会は、委員候補者選出にかかわる事務を所管します。

【選考委員名簿】(4人)

(副会長) 中田 雅章
(副会長) 安藤 千昌
(理事) 山下 康
(事務局長) 牧野 一義

5. 選考に関するスケジュール

2024年7月 「選考委員会」発足
9月 委員選考に関する公示
11月 正会員から選考委員会へ推薦書提出期間
2025年1月 選考委員会で候補者の決定
2月 理事会で承認、「選考委員会」の解散

6. 候補者推薦書の受付 《細則第3条第2項》

- ・受付期間 2024年11月1日(金)～29日(金)の1か月間
郵送のみで、書留など、配達記録が残る方法とすることとし、締め切り日の消印を有効とする。

- ・送付先 〒160-0004 東京都新宿区四谷1-13
カタオカビル2階
公益社団法人日本社会福祉士会
綱紀委員会委員選考委員会 宛

7. 委員候補者の要件 《細則第5条》

正会員を構成する社会福祉士である委員候補者は推薦期間の初日(2024年11月1日)現在において正会員に5年以上在籍していること。(2019年10月以前に正会員に在籍している方)

8. 推薦の方法 《細則第4条》

- ・「(公社)日本社会福祉士会綱紀委員会委員候補者推薦書」に推薦理由等必要事項を記入し、署名(自署)捺印の上選考委員会宛に提出(封書で郵送)する。本会ホームページ「資料室」からダウンロードしてご使用ください。
- ・正会員が推薦できる委員候補者は1名に限られます。
- ・封筒の表面には、必ず「綱紀委員候補者推薦書在中」と朱書きしてください。

9. 禁止事項

- (1) 連続4期(8年)を超えての選任の禁止。《規程第4条第1項》
- (2) 選考委員会の委員は、綱紀委員には選考されない。《細則第2条第4項》
- (3) 推薦者は複数の候補者を推薦することはできない。《細則第4条》
- (4) 推薦書は、封書で届けられたもの以外は受け付けない。《細則第4条》

10. 留意事項

- ・委員の選考過程に関しては非公開です。お問い合わせにはお答えできません。
- ・推薦書の受付は封書のみです。FAX、Eメール、はがき、あるいは直接事務局への原紙持ち込みは一切受理しません。
- ・推薦書の提出期限に間に合わなかった場合や、記載の不備、正会員が複数人の推薦をした場合、または記載内容に虚偽が発見された場合には、無効となりますので十分にご注意ください。

以上

【お問い合わせ先】

(公社)日本社会福祉士会 事務局(担当:草川)
〒160-0004 東京都新宿区四谷1-13 カタオカビル2階
TEL: 03-3355-6541 E-mail: kusakawa@jacsw.or.jp

ソーシャルワーク・教育・社会開発合同世界会議 ～多様性の尊重とソーシャルワーク～

国際担当理事 伊東 良輔

2024年4月4日～7日の4日間、「多様性の尊重とソーシャルワーク」をテーマに国際ソーシャルワーク連盟(以下「IFSW」)、国際社会福祉協議会、国際ソーシャルワーク学校教育連盟の3団体の共同開催で、ソーシャルワーク・教育・社会開発合同世界会議(以下「SWSD2024」)がパナマの首都であるパナマシティで開催されました。今回のSWSD2024は参集とオンラインによるハイフレックス型で開催されました。

1 パナマ共和国について

パナマ共和国は、熱帯性気候の中米に位置する国です。北はカリブ海、南は太平洋に面し、東はコロンビア、西はコスタリカと接しており、面積は約75,000平方キロメートル、人口は約420万人で、首都のパナマシティには約90万人が生活しています。

1) 歴史と文化

パナマの歴史はスペイン植民地時代に遡り、多くの歴史的遺産が残されています。首都パナマシティの旧市街「カスコ・ビエホ」は、ユネスコの世界遺産に登録されており、スペイン植民地時代の建築物や文化遺産が数多く見られ観光地となっています。

2) ソーシャルワークについて

ラテンアメリカ・カリブ地域は、ソーシャルワークにおいても長きにわたる植民地政策が多大な影響を与えており、過去の政策に対する政治闘争や政治プロセスは、資本家や権力層に対する不正の告発や自分たちの待遇の改善など、社会問題や現行の社会秩序に対する批判的な視点があります。また、この地域のソーシャルワーカーの教育と実践のほとんどが公的に行われており、公立大学でソーシャルワーカーを養成し、公的機関に所属し実践を行うという特徴があります。



SWSD2024の開会セレモニーの様子

2 国際ソーシャルワーカー連盟 定時総会

1) JFSWとして議決権を行使

今回私は日本ソーシャルワーカー連盟国際委員としてSWSD2024に参加しました。

2) 重要な議題

今回の定時総会で注目を集めた議題は、台湾とカンボジアのIFSWへの加盟についてでした。裁決直前には、某国代表から「今回の加盟希望地域の承認に関して、公平で賢明な判断を下すことを希望する」と厳しい意見が出され会場に緊張が走り、採決前に場外に退席や、採決について棄権をする加盟国もありましたが、裁決の結果、台湾・カンボジア共にIFSWへの加盟が賛成多数で承認されました。

3 SWSD2024

SWSDは世界最大のソーシャルワーカーの大会であり、世界5大陸81カ国から約1,500人のソーシャルワーカーが「社会共同行動を通じた多様性の尊重」というテーマのもと、複雑化する社会問題に対し協力的な解決策を模索するために参加しました。

参加者の大半は中南米諸国からのソーシャルワーカーであり、会場で飛び交う言葉はスペイン語で、会場では同時通訳の機械の貸し出しが行われていましたが、選択できる言語は「英語」と「ポルトガル語」でした。

中南米の国々は経済的な格差や麻薬、暴力、移民問題、人身売買などが社会問題として継続しており、「かつて大国による植民地政策の悪弊がいまだに続いているため、その脱却こそが社会にとって重要である」と語り続けるソーシャルワーカーの熱量と勢いに、ソーシャルワークの醸成過程の違いを感じました。



世界会議会場にて
右から2番目がIFSW会長ムンバ氏、左から2番目が筆者

欧州の植民地政策が現代社会においても多大な影響を与えており、その影響がソーシャルワーク専門職のグローバル定義にも大きな影響を及ぼしていると感じました。中南米各国で展開されるソーシャルアクションは、我が国のソーシャルワーク実践との違いから「地域・民族固有の知を基盤とし、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人びとや様々な構造に働きかける」という共通理念の重要性を理解することができました。

2024年度ソーシャルワーカーデー報告 ～全国各地のイベント～

本年度も海の日*を中心に、全国各地でソーシャルワーカーデーのイベントが開催されています。この事業は、ソーシャルワーカーを地域住民に広く認知いただくことや関係団体との連携強化を目的に、継続的に実施しています。

本年度は、参集形式のイベントを中心に17府県で実施されました。



ソーシャルワーカーデーのロゴ入りバッジを販売しています(販売価格は500円)。

ご購入を希望される方は本会にご連絡ください。

E-mail : info@jacsw.or.jp

(2024年8月5日現在)

都道府県	タイトル・内容	開催日	会場
青森県	ソーシャルワーカーデー 2024 in あおもり / ソーシャルワークと災害支援～あの日あの時私たちは～	7月15日(月・祝)	ラ・セラ 東バイパス ショッピングセンター 2階催事場
宮城県	ソーシャルワーカーデー 2024 in みやぎ	7月20日(土)	仙台市医師会館
秋田県	ソーシャルワーカーデー 2024 in 秋田 / 災害支援とソーシャルワーク	7月27日(土)	にぎわい交流館 A U 4 F 研修室 1・2
福島県	令和6年度ソーシャルワーカーデー研修会 / 災害ソーシャルワークを考える～個人として、組織としてできること～	8月4日(日)	農業総合センター 多目的ホール

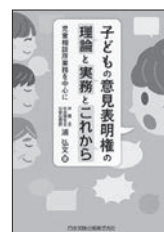
*海はすべてを包み、生命を生み出す母胎であり、力強さにあふれていることから、「海の日」をソーシャルワーカーに対する関心と理解を拡げる象徴としてソーシャルワーカーデーを設定しました。

都道府県	タイトル・内容	開催日	会場
群馬県	ソーシャルワーカーデー 2024 in ぐんま ／災害支援とソーシャルワーク～私たち (ソーシャルワーカー) にできること～	7月20日(土)	群馬県社会福祉 総合センター 8階
富山県	ソーシャルワーカーデー 2024 in とやま ／ソーシャルワーカーと被災地支援	7月15日(月・祝)	射水市民交流プラザ
長野県	「ソーシャルワーカーの使命・専門性・ 可能性」を考えるフォーラム／希望を 支えるソーシャルワーク～病・障がい・ 差別・困窮を超える力を～	7月27日(土)	松本市会館 なんなんひろば
岐阜県	ソーシャルワーカーデー 2024 in 岐阜	10月19日(土)	中部学院大学 関キャンパス 2201教室
静岡県	しずおかけんソーシャルワーカーデー フェス	7月15日(月・祝)	みしま未来研究所
愛知県	ソーシャルワーカーデー 2024 in あいち ～ソーシャルワーカーの魅力～	7月28日(日) ※後日オンデマンド 配信	中京大学 名古屋キャンパス 1号館7階171教室
滋賀県	ソーシャルワーカーデー 2024 in しが (滋賀県社会福祉士会30周年記念講演会)	7月15日(月・祝)	ピアザ淡海県民 交流センター
京都府	Social Workers Day!! 2024「ソーシャル ワーカー再発見!～ミクロ・メゾ・マ クロって何?～」	7月20日(土)	京都J Aビル 地下2階 203会議室
兵庫県	ココロの架け橋	7月27日(土)	あかし市民広場
岡山県	ソーシャルワーカーデー 2024 in おかやま ／君たちの身近にいるよ! ソーシャル ワーカー	7月27日(土)	CONVEX岡山 (小展示場2階バンケット ホール)
徳島県	ソーシャルワーカーデー 2024 in とくしま ／三団体で考える災害支援～考えよう アクションプラン～	7月6日(土)	徳島県立総合福祉セン ター
香川県	ソーシャルワーカーデー in かがわ 2024 ／100枚のふくしパネル展	7月15日(月・祝)	イオンモール高松
愛媛県	ソーシャルワーカーデー 2024 in えひめ	7月28日(日)	だんだんPARK

LINE公式アカウント 友だち募集中!

日本社会福祉士会LINE公式アカウントにて、研修や
福祉に関する情報を配信!

どのような内容が配信されるか等、詳細は本ニュース
同封のチラシをご覧ください。



【好評図書のご案内】

子どもの意見表明権の 理論と実務とこれから 児童相談所業務を中心に

弁護士・社会福祉士・公認心理師 浦弘文 著
2023年11月刊 定価2,640円(本体2,400円)



日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目1番6号
営業部 TEL (03)3953-5642 FAX (03)3953-2061
www.kajo.co.jp

声明文・意見・要望書を発信しました

2024年5月10日以降、本会は、以下の意見を発信しています。「2025年度予算・制度に関する提案書」については、本ニュースの17ページから21ページに掲載しています。意見はホームページをご参照ください。声明については、以下に全文を掲載します。

○声明文・意見・要望書

発信日	標題	発信先など
5月18日	「高齢者終身サポート事業者ガイドライン(案)」への意見について	厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
6月3日	「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画(案)」への意見	内閣府 孤独・孤立対策推進室
6月11日	2025年度予算・制度に関する提案書	厚生労働省(社会・援護局)、内閣府、こども家庭庁、文部科学省、法務省、出入国管理庁
7月10日	旧優生保護法国賠訴訟の最高裁判決に対する声明(日本ソーシャルワーカー連盟(JFSW)による声明)	

旧優生保護法国賠訴訟の最高裁判決に対する声明

2024年7月3日、最高裁判所大法廷は旧優生保護法が憲法に違反するとして、国に賠償を命じる判決を言い渡しました。日本国憲法の施行1年後に制定された優生保護法の違憲性が、76年の時を経てようやく確定した歴史的瞬間でありました。

日本ソーシャルワーカー連盟はこれまで、一連の旧優生保護法被害国賠訴訟に関して、旧優生保護法の下での優生手術は憲法違反であること、国策による「人生被害」に対し、20年という除斥期間を適用することは社会正義・公平に著しく反しており、被害者の尊厳回復と救済の実現を訴えてきました。

私たちソーシャルワーカーは人権と社会正義を原理とする専門職でありながら、過去においてこの著しい人権侵害に対して無自覚に加担してきたことも事実です。そのことを改めて猛省し、被害に遭われたすべての方々に謝罪申しあげ、未だ被害事実や救済の対象となることを知らされずにいる方々への情報提供や支援を行ってまいります。また、一刻も早い被害の救済・尊厳の回復に向けた補償制度の見直しを強く求めますとともに、今回の判決を契機として、日本における優生思想の払しょくに向けて更なる取り組みを進めていく所存です。

2024年7月10日

日本ソーシャルワーカー連盟(JFSW)

公益社団法人日本社会福祉士会 会長 西島 善久

公益社団法人日本精神保健福祉士協会 会長 田村 綾子

公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会 会長 野口 百香

特定非営利活動法人日本ソーシャルワーカー協会 会長 保良 昌徳

「2025年度予算・制度に関する提案書」を提出しました

本会は、毎年6月を目途に翌年度の国の予算・制度に関する提案書を提出しています。本年は、6月11日に、厚生労働省(朝川知昭社会・援護局長)、7月8日に法務省(小林隼人法務大臣官房参事官(総括担当))、7月11日に内閣府(水野忠幸政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当))に西島会長、岡本副会長が提案書を手渡すとともに、意見交換を行いました(職名はすべて当時)。また、こども家庭庁、文部科学省に提案しています。提案書は、昨年度の提案事項を踏まえ、理事、委員会からの意見があった事項について、理事会等で検討を重ね、作成しています。

日社福士2024-102

2024年6月11日

2025年度 予算・制度に関する提案書

公益社団法人日本社会福祉士会

会長 西島 善久

公益社団法人日本社会福祉士会は、人びとの尊厳を尊重し、住み慣れた地域の中で安心して共に暮らせる社会の実現に努めることを憲章で定めている、都道府県社会福祉士会を会員とする専門職団体です。

「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)」(令和5年12月22日)では、「多様な専門性や背景を持つソーシャルワーカーの確保・活用のための取組」として、「社会福祉士の活用状況等、実態を把握するために行った調査研究事業も踏まえ、社会福祉士の更なる活用について検討を行う」ことが記載されています。

私たちは、社会福祉士の援助を必要とする人びとの生活と権利を擁護するため、以下の事項について提案します。

【厚生労働省社会・援護局関係】

○重層的支援体制整備事業における社会福祉士の配置促進



朝川社会・援護局長(職名は当時)と西島会長

重層的支援体制整備事業は、人びとの生活そのものや生活を送る中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性に応えるものとして創設されたものです。困難や生きづらさは個人で大きく異なるため、どのような困難や生きづらさでも支援の対象となりうるという前提とし、すべての人びとのための仕組みとされています。

令和5年度の社会福祉推進事業で本会が実施した「自治体等における社会福祉士等福祉専門職の活用状況に関する調査研究事業」では、社会福祉士は「包括的」、「分野横断的」な視野で、ミクロ・メゾ・マクロレベルの多岐にわたる機能を発揮することが期待されていることが明らかになっています。

この仕組みを具現化するためには、ソーシャルワーク機能を発揮することが求められており、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律において「社会福祉士や精神保健福祉士が活用されるよう努めること」という附帯決議がなされたことも踏まえ、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士の更なる活用に向け、具体的な検討をお願いします。

○生活保護業務における社会福祉士の配置促進の検討

生活保護のケースワーカー任用に関して、現行の社会福祉主事任用要件だけでは、生活保護世帯の多様化・複合化する住民ニーズに対応することは困難です。令和5年度の社会福祉推進事業で本会が実施した「自治体等における社会福祉士等福祉専門職の活用状況に関する調査研究事業」では、907の福祉事務所に対して悉皆調査を実施しましたが、「福祉事務所の業務に携わる社会福祉士は充足しているか」という問いに対し、回答があった373自治体の74.8%が「充足していない」という回答でした。

また、「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制

度の見直しに関するこれまでの議論の整理(中間まとめ)(令和4年12月20日)においても、「社会福祉士等といった専門性を有する人材を活用すること等、そのような地域で必要とされる支援を適切に実施できる人員体制等の確保が可能となる仕組みの構築や、適切な人員配置を行うための指標を示していくことが必要である」との記載があります。生活保護を担当する職員に関しても、自立相談支援機関の相談員と同様に社会福祉士の配置促進について検討していただきますようお願いします。

特に、査察指導員はスーパーバイザーとしての機能を持つ職種であることから、ソーシャルワークの専門性を有する社会福祉士の配置促進に向け、必要な措置の検討をお願いします。

○生活困窮者自立支援法自立相談支援事業について

生活困窮者自立支援法案に対する附帯決議により自立相談支援機関においては、社会福祉士等のソーシャルワーク専門職の配置を検討し、適切な措置を講ずることとされており、主任相談支援員の研修受講要件として社会福祉士等の国家資格と実務経験が必要とされています。そのため、実際に半数近くと同機関に社会福祉士が配置されていますが、アウトリーチの必要な生活困窮者への個別支援を通して社会資源開発、地域づくり(ソーシャルアクション等)を進めるためにも、主任相談支援員は社会福祉士等の有資格者を原則とするようにしてください。

また、相談体制を強化していくためにも、相談支援員についてもソーシャルワーク専門職である社会福祉士の配置促進に向けた更なる措置の検討をお願いします。なお、自立相談支援機関の安定的な相談体制を確保するためにも正規雇用で配置されるよう、引き続き支援策を講じていただくようお願いします。

○孤独・孤立対策推進法による相談支援およびひきこもり支援事業への社会福祉士の配置

ひきこもり支援は、現在、都道府県・市町村等併せて年間約20万件の相談が行われており、統計調査を開始した平成30年度の10万件から令和4年度には約2倍に増加しています。既に都道府県、指定都市に設置されている「ひきこもり地域支援センター」等の関係機関での件数は、保健所・保健センター(11.2%)、NPO法人等の民間支援団体(9.8%)、地

域若者サポートステーション(9.1%)と続き、既設置の市町村所轄課は福祉関係部署の所管課が60.4%でもっとも多く、相談部局は複数部局(福祉総務課+障害福祉課+児童青少年課等々)にわたっています(「令和4年度ひきこもり地域支援センター、ひきこもり支援ステーション等相談実績及び推移」厚生労働省(令和5年3月))。

本年4月1日より施行された孤独・孤立対策推進法により社会福祉士の活用による相談支援を行うなど、ひきこもり支援コーディネーターは、ひきこもり当事者やその家族への相談支援を行い、医療や保健、就労、教育などが連携した個別支援の取組が必要であることに加え、個別支援を通じた社会資源開発、地域づくり・ソーシャルアクション等、ソーシャルワーク機能を発揮した専門性による支援の展開が不可欠であり、適切な支援に結びつけることとされていることから、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士の有資格者が積極的に配置されるよう必要な措置をお願いします。

○生活福祉資金の相談窓口(社会福祉協議会)における社会福祉士の配置について

生活福祉資金の貸付に関する相談者は経済的困窮をはじめ、複合的な生活課題を抱えています。相談者が自律的な生活を送ることができるよう支援するためには、貸付による支援だけでは限界があり、重層的な相談支援体制の強化と本人に寄り添った総合的な視点での伴走型支援が必要不可欠です。

生活福祉資金の相談窓口(社会福祉協議会)は金銭的な貸付だけではなく、多機関との連携を図り、複合的な生活課題をアセスメントすることができる、専門性を有する社会福祉士の配置が促進されるよう支援策の検討をお願いします。

○地方自治体における自殺予防対策担当窓口

本会は、生活困窮者自立相談支援機関や、地域包括支援センター等に配置されている社会福祉士が活用することを想定した、自殺リスクをアセスメントし関係機関へ適切につなぐためのアセスメントツールや研修プログラムを開発し、全国的な人材養成を目指しています。

地域レベルの実践的な自殺予防対策を進めていくためにも、自殺にかかわる専門相談窓口や予防に関する政策立案にかかわる専門職として、市町村など

地方自治体における社会福祉士の配置を促進するようお願いいたします。

○災害時の支援体制について

災害時の福祉支援体制の整備について、厚生労働省社会・援護局長通知で定める「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」(各都道府県知事あて平成30年5月31日 社援発0531第1号)によれば、災害派遣福祉チームの活動は一般避難所における災害時要配慮者に対する支援が示されているところですが、避難生活後においても自立した生活が円滑にできるようにするまで、引き続き派遣が継続できるよう、見直しをお願いします。

○中核機関への社会福祉士の配置促進

地方公共団体が中核機関を設置し、施策上の成果をあげることにより、地方公共団体は法律上の責務を果たすことができると考えられます。

例えば「成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)」(第11条)では、成年後見制度の利用の促進に関する施策は、(中略)高齢者、障害者等の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ、基本方針に基づき推進されるものとすることや、成年後見制度の利用に係る地域住民の需要に的確に対応するため、地域における成年後見制度の利用に係る需要の把握、地域住民に対する必要な情報の提供、相談の実施及び助言、市町村長による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の請求の積極的な活用その他の必要な措置を講ずることが規定されていますが、この機能を最大限発揮するためにも、中核機関には最高裁判所が専門職と位置付けている社会福祉士の配置が促進されるよう施策の検討をお願いします。

○「刑事収容施設」に勾留中の者の保護の実施責任の明確化

「居住地がないか明らかでないホームレス状態の者」が逮捕され、その後勾留決定となってから判決言い渡し前までの間、現に身柄拘束を受けている刑事収容施設の所在地を所管する福祉事務所へ、釈放直後に向け、当該人物の依頼・委任に基づいた使者や代理人等を通じ、生活上の相談・情報提供・連絡調整・支援依頼等があり、且つ刑事収容施設所在地に居住し生活保護の申請意思が明らかな場合は、当

該刑事収容施設から身柄拘束が解かれた直後から「現在地保護」として当該福祉事務所が保護の実施責任を負うよう、生活保護手帳の「第2 保護の実施責任」記載の厚生労働省社会・援護局長通知第2-12-「(5)」として改正する等、明示することについて検討をお願いします。

○社会福祉士の定義の見直し

地域共生社会の実現に向けて社会福祉士がソーシャルワークの機能を発揮することが期待されています(『ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について』社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会報告書、平成30年3月27日)。そのことをふまえて、社会福祉士養成課程の内容が見直されるとともに、科目名に使用されていた「相談援助」が「ソーシャルワーク」に置き換えられています。

一方、現行の社会福祉士の定義は、「専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うこと(以下、「相談援助」)を業とする者」とされています。

「ソーシャルワーク」は多様な実践を表す言葉であり、その含む実践内容は時代とともに変遷するものの、目的は生活課題に取り組み人々のウェルビーイングを高めることです(「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」)。社会福祉士の行う業はこの目的を遂行することであることから、ソーシャルワークという言葉を使用することで社会福祉士の業を包括的に示すことが可能となります。そこで、社会福祉士の定義を「ソーシャルワークを業とする者」に改めることを提案します。

【内閣府関係政策統括官(防災担当)】

○災害対策基本法への福祉の位置づけ

災害法制度等と福祉法制の連携を図ることで、社会的脆弱性を抱える人びとを「福祉」の視点で支える枠組みを構築できるよう、災害法制へ「福祉」を位置付けることが必要であり、上位法である災害対策基本法への福祉の位置づけのための法改正の検討をお願いします。

○福祉との連携による避難行動要支援者の個別支援計画策定の推進

内閣府及び消防庁による2023年10月1日の調査によれば、2021年5月に改定された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、各自治体が定めた個別避難計画について、調査市町村1,741団体において、着手済(全部策定済及び一部策定済)団体は1,303団体(74.8%)から1,474団体(84.7%)へと171団体増加していますが、267団体(15.3%)が未策定にとどまっています(内閣府・消防庁「個別避難計画の策定等に係る進捗状況の把握について(フォローアップの結果)」令和5年11月2日)。

しかし、名簿の作成だけでは避難行動につながりにくいため、介護保険の介護支援専門員や障害福祉の相談支援専門員が作成するケアプランやサービス等利用計画のアセスメント内容を個別支援計画策定に活用するなど、福祉との連携により個別支援計画策定の実効性が上がるよう、引き続き推進をお願いします。

○災害時における福祉的支援活動の災害救助法等適用

高齢化や医療の発達に伴い福祉・介護サービス利用者は年々増加しています。福祉・介護サービス利用者にとって、サービス供給はライフラインであり、発災時においてもサービスが途切れずに供給されることが非常に重要です。災害救助法(昭22年法118)制定から76年以上が経過し、社会保障制度・社会福祉制度が整備されている一方で、災害発生時には「福祉」が応急救助の枠組みから外れているという課題があります。

災害救助法第7条で、医療、土木建築工事又は輸送関係者については従事命令を規定していますが、発災時においても止めることができない福祉・介護サービス提供者について、これらと同様に災害救助法の適用としてくださいますようお願いします。

○災害ケースマネジメント等の被災者福祉支援における社会福祉士の活用

現在、令和6年能登半島地震における被災者支援活動として、石川県内の社会福祉協議会が取り組む「被災者見守り・相談支援等事業」に、現地の社会福祉士会をはじめ全国の社会福祉士会会員が「生活支

援相談員」としての支援協力を行っています。

石川県における被災者の相談支援は、主に高齢者の介護ニーズ等を把握し、必要な介護保険サービスや関係機関につなげることを目的としていますが、高齢者以外の相談や総合的な福祉相談窓口としても対応しています。令和6年2月現在の対象者数は755世帯の約270名で、社会福祉士は述べ125人、実質46人を派遣して、災害支援のソーシャルワークを実施しました。

今後、本年6～7月(発災から6～7ヶ月目)にはホテルや宿に留まる2次避難から「みなし仮設」へ移る被災者に加え、ライフラインが復旧しつつある中で能登へ戻る避難者を合わせて、ピーク時には約3,000世帯の相談支援が必要と想定されています。

この福祉支援は長期化することが予想され社会福祉人材のニーズを被災地域だけで充足させることは困難と考えられます。現地におけるコーディネーターやスーパーバイザー的な役割、また、災害ケースマネジメントの実施についても、ソーシャルワークの専門職である社会福祉士の活用促進の検討をお願いします。



左から西村企画官、水野参事官(内閣府)、西島会長、岡本副会長

【こども家庭庁関係】

○こどもの権利擁護のさらなる推進と社会福祉士の積極活用

平成28年の改正児童福祉法において「子どもの最善の利益」が明記され、令和4年にはこども基本法の制定、その後のこども大綱の制定(に向けた取組)など、国を挙げた子どもの権利擁護の取組が進められています。その中であって、社会的養護を必要とするこどもたちは、保護者による不適切な養育に加え、家族や地域とのつながりが途切れるほか、施設入所・里親委託による生活や行動が制限されるなど、

その権利が大きく侵害されています。

今後も親権制限や未成年後見制度、児童相談所長等による親権代行等が適切に運用されるとともに、令和4年成立の児童福祉改正法による「子ども意見表明支援員(子どもアドボケイト)」の養成・確保を早急に進めるほか、子どもアドボケイトとして社会福祉士の位置づけと活用促進および財源措置をお願いします。

【文部科学省関係】

○スクールソーシャルワーカーの常勤配置化と活用の促進

スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の業務は児童生徒やその家族、そして教職員と信頼関係を築き、関係機関との調整や地域の社会資源の活用や開発、ネットワーク構築などがあります。学校及び教育委員会に常勤のSSWを配置するとされているほか、第3期教育振興基本計画においては、SSW配置の推進により福祉部門と教育委員会・学校との連携体制の構築が求められています(『児童生徒の教育相談の充実について』教育相談等に関する調査研究協力者会議、2017年1月)。

しかし、現在、SSWの十分な配置・活用がなされているとはいいがたく、総務省の勧告においても、SSWの理解促進や活用事例の共有等が必要と指摘されています(『学校における専門スタッフ等の活用に関する調査』総務省、令和2年5月15日付)。子どもの貧困、児童虐待やヤングケアラーなど児童生徒やその家庭が抱える課題の解決に向けて、「チームとしての学校」の推進は不可欠であることから、重要な担い手であるSSWの常勤配置(正規職員や週30時間勤務)や活用について、さらなる促進をお願いします。

【法務省大臣官房秘書課】

【法務省矯正局関係】

【法務省保護局関係】

○司法と福祉の連携の円滑化のための体制整備

司法と福祉の連携が円滑にできるよう、アセスメントするための面接時間(接見時間延長のための特別面会に社会福祉士等を含める)の配慮や被疑者・被告人への支援における福祉関係者の報酬確保をお願いします。また、矯正施設に配置されている社会福祉士及び地方検察庁に配置または登録・契約して

いる社会福祉士が、司法と福祉の連携において、福祉的な視点から環境や地域への働き掛け、社会福祉士として社会資源を活用していくソーシャルワーク機能が発揮できるようお願いします。



岡本副会長と小林参事官(法務省)(職名は当時)

【出入国管理庁関係】

○外国人支援に係る連携・協働の強化

出入国在留管理庁では、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」及び「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に基づき、外国人支援コーディネーター人材の育成・認証に関する検討が行われてきました。

本会では、2006年度から現在まで、社会福祉士を中心とした相談援助職に対して「滞日外国人ソーシャルワーク研修」を開催してきたほか、滞日外国人が直面する生活上の困りごとの実情および解決に向けた連携についての調査研究事業「滞日外国人支援に携わる実務者(社会福祉士)の滞日外国人支援基礎力習得のためのガイドブック作成及び研修プログラムの開発事業(中央共同募金会「赤い羽根福祉基金」助成事業、2017年度)」、『滞日外国人支援基礎力習得のためのガイドブック』(中央共同募金会「赤い羽根福祉基金」助成事業、2018年度)の発刊等を通じ、多様な資源をコーディネートしながら生活課題の解決に導く福祉専門職の養成に尽力して参りました。

これらの実践から、外国人との共生、そして外国人の生活の困りごとの解決においては、福祉専門職を含む関係者の連携・協働が不可欠であることを認識しております。今後、社会福祉士との積極的な連携や協働、さらにはソーシャルワーク専門職である社会福祉士を外国人支援コーディネーターとして配置促進されるよう活用の検討をお願いします。

以上

2024年度 補助事業

介護保険施設における社会福祉士の活用状況と有効性 に関する調査研究

厚生労働省の老人保健健康増進等事業「介護保険施設における社会福祉士の活用状況と有効性に関する調査研究事業」に研究申請し、2024(令和6)年度も継続して採択されました。

2023年度の研究では、介護老人福祉施設における社会福祉士の配置が、看取り介護やACP(アドバンス・ケア・プランニング)^{*}などの取り組みに積極的な可能性が示唆され、また、認知症ケアにおいても多角的な支援を行っていることが定性的に明らかになりました。

そこで、2024年度は、医療的ニーズの高い高齢者に対する社会福祉士による相談援助の活動実態や有効性等を明らかにするための基礎調査として、介護医

療院等における社会福祉士の活用状況に関する実態把握と有効性の検証を行います。

あわせて、2023年度に定性的に示唆された、介護老人福祉施設における社会福祉士の有効性について、定量的に明らかにします。

※ACP(アドバンス・ケア・プランニング)とは、将来の変化に備え、将来の医療およびケアについて、本人を主体に、そのご家族や近い人、医療・ケアチームが、繰り返し話し合いを行い、本人による意思決定を支援する取り組みです。

本会ホームページ「市民の皆様へ」
→「助成・補助・委託事業」→
「2024年度」



「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士等の 活用状況の実態把握と更なる活用等に関する調査研究事業」 について

令和5年度社会福祉推進事業「自治体等における社会福祉士等福祉専門職の活用状況に関する調査研究事業」に続き、厚生労働省の令和6年度社会福祉推進事業課題番号17「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士等の活用状況の実態把握と更なる活用等に関する調査研究事業」について申請し、本会が採択団体となりました。

本調査研究事業では、自治体等におけるソーシャルワーク専門職である社会福祉士の具体的な活用方法等について検討を行うとともに、社会福祉士の活用について好事例集の作成を行います。

また、社会福祉協議会における社会福祉士の活用状況について実態把握のためのアンケート調査を実施いたします。

結果を踏まえた社会福祉士の活用促進に向けた課題の整理に関する報告書と事例集については、関係機関に配付するとともに、本会ホームページに掲載する予定です。

本会ホームページ「市民の皆様へ」
→「助成・補助・委託事業」→
「2024年度」



法制審議会にて成年後見改正議論始まる！

— 本人の意思尊重と社会モデルの実現へ —

成年後見担当理事 星野美子

2024(令和6)年2月、法務大臣が成年後見制度の見直しについて法制審議会部会に諮問し、4月9日に第1回部会が開催され、月1回のペースで第5回(※7月時点)まで部会にて議論が進んでいます。

部会の臨時委員は、2022(令和4年)6月より開始された公益社団法人商事法務研究会「成年後見制度の在り方に関する研究会」参加メンバーの多くが引き続き担っていますが、新たに主婦連合会、金融機関、労働連合、家庭裁判所判事、法律学者、実務家等が加わり、それぞれの専門的立場や利用する市民の目線に立った意見が交わされています。

審議会では成年後見制度の実務に携わる社会福祉士として、実際の運用の事例や現状での課題、望ましい改正の方向性について、正会員の皆様の意見を踏まえながら発言しています。

論点となっている、ご本人の判断能力の捉え方や、医学モデルから社会モデルへと大きな動きのきっかけとなった「本人情報シート」が、制度利用開始だけではなく、継続するのか終了できるのかの見直しにも使われることが望まれます。

法制審議会での議論の状況については、次号のニュースでもご紹介します。

新刊・近刊等情報

Book

※ここで紹介する本は一般書店等でお求めください。

■認知症のある人への経済支援まるわかりガイドブック

編著：竹本与志人(岡山県社会福祉士会) 木村亜紀子(兵庫県社会福祉士会)

発行元：中央法規出版


発行年月：2024年7月
B5判/230頁
価格：2,640円(税別)

認知症の人や家族のための社会保障制度は多数ありますが、特に経済支援に関するものは複雑で専門職でも十分に使いこなせていない現状があります。

本書は、よく使用する制度について対象者や申請方法などを詳解し、自身のケースに対応できるよう20の事例を用い、よく使用する

制度のポイントをわかりやすく解説しています。

MSWやケアマネ、地域包括支援センターなどの実務にすぐに役立つ一冊で、家族も読めるやさしいガイドブックとなっています。



成年後見システム

業務フローに沿った情報管理で「わかりやすく・簡単」管理
ご経験をつまれた方からこれから始められる方まで成年後見実務を力強くサポート。

TYPE H

社会福祉士様
各種法人様向け

TYPE P

都道府県社会
福祉士会会員様向け

機能とポイント

- 家裁申立・報告書類作成
- 基本情報登録(身上監護項目)
- 財産管理
- 出納帳
- 業務日誌
- 預り品管理
- スケジュール管理
- 後見取支プランニング機能
- 後見終了後の財産引渡用受領書ひな型
- 書式カスタマイズ機能

通常価格の約半額! 特価キャンペーン実施中!

ラインナップ	キャンペーン価格
成年後見システムTypeH・P(ライト版)	30,800円(税・送料込)
成年後見システムTypeH・P(スタンダード版)	52,800円(税・送料込)

※ライト版は被後見人の案件管理件数が3件まで、スタンダード版は無制限です。
※キャンペーン期間は2025年3月末日までです。詳しくはホームページをご確認ください。

Legal 法律とコンピューター
株式会社リーガル

本社 TEL 089-957-0494
東京営業所 TEL 03-5360-1755
名古屋営業所 TEL 052-856-2090
大阪営業所 TEL 06-6940-3440
福岡営業所 TEL 092-432-9078

<https://www.legal.co.jp/>

JCSW 日本社会事業大学
Japan College of Social Work

大学院 社会福祉学研究科

博士前期課程(修士課程)2年
博士後期課程(博士課程)3年



2024年度説明会日程

日程	曜日	時間
10月26日	土	12:30~16:00
11月9日	土	12:30~16:00
12月14日	土	12:30~16:00

お問い合わせ

入試広報課
TEL:042-496-3080
Email:pr@jcsw.ac.jp



生涯研修センター情報

「2024年度独立型社会福祉士研修」のご案内

本研修は、地域を基盤として独立した立場でソーシャルワークを実践する独立型社会福祉士の養成を目的に開催します。なお、本研修の修了は、独立型社会福祉士名簿登録要件の1つとなっています。

【日程】

- (1) 事前課題：2024年10月1日～10月31日
- (2) スクーリング：①2024年12月8日または②2024年12月15日

【開催方法】オンライン研修(e-ラーニング、Zoomミーティング)

【定員】90人(先着順)

【申込方法】本会ホームページに掲載している開催要項を確認の上、お申込みください。



「第21回独立型社会福祉士全国実践研究集会」のご案内

本研究集会は、独立型社会福祉士名簿登録者または独立型社会福祉士に関心のある方を参加対象として、「地域共生社会における社会福祉士への期待～新時代に向けて独立開業というソーシャルワークの展開～」をテーマに開催いたします。

【日程】2025年1月11日(土)～1月12日(日)

【開催方法】城西国際大学紀尾井町キャンパス(東京都千代田区)

【定員】200人

【申込方法】本会ホームページに掲載している開催要項を確認の上、お申込みください。

その他の情報

変更届の提出(氏名、住所、勤務先変更)

氏名・住所・勤務先に変更がある場合は(市町村合併により住所表記が変更となった場合も)本会ホームページの「よくある質問」に掲載している変更届をダウンロードし、FAXかE-mail添付にてご提出ください。

詳細は本会ホームページでご確認ください。



事務局職員を募集します

- 対象 社会福祉士資格を持っていることが望ましい。ただし、35歳未満の方を募集※長期勤務によるキャリア形成のため若年者を募集します。
- 仕事内容 本会事務局の職務(本会運営に関する事務)
- 試用期間 試用期間あり(6か月)
- 勤務地 (公社)日本社会福祉士会 事務局(東京都新宿区)
- 採用人員 若干名
- 待遇 給与は本会規程により支給
社会保険(健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険あり)
- 選考 書類審査後、適性検査および面接

- 提出書類 ①履歴書 ②職務経歴書 ③応募の動機(1,200字程度)
- 募集期限 随時(採用者が決まり次第終了)
- 採用日 採用次第すぐ
- 問い合わせ先 公益社団法人日本社会福祉士会 担当:草川
〒160-0004 東京都新宿区四谷1-13カタオカビル2階
TEL: 03-3355-6541
E-mail: info@jacsw.or.jp

詳細は本会ホームページをご覧ください。→



四谷事務局だより

行事予定・カレンダー

9月

- 1日(日)第3回独立型社会福祉士委員会
- 3日(火)第3回組織委員会
- 4日(水)虐待対応標準研修等改訂PT
- 7日(土)第6回理事会
- 7日(土)～8日(日)都道府県社会福祉士会会長会議
- 12日(木)第2回権利擁護推進あり方検討委員会
基礎研修プログラム検討PT

- 13日(金)第3回子ども家庭支援委員会
- 14日(土)～15日(日)スーパーバイザー養成研修
児童家庭支援ソーシャルワーク研修
- 15日(日)生涯研修センター企画・運営委員会
- 28日(土)第2回全国生涯研修委員会
第2回多文化ソーシャルワークPT

10月

- 19日(土)第6回業務執行理事打合せ
第7回理事会
- 27日(日)第2回生涯研修センター協議会

都道府県社会福祉士会 会員情報

7月31日付 会員数	46,371人
7月中 入会 会員数	238人増
前年同月会員増減数	1,045人増
前年同月会員増減率	2.31%増